

介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について

1. 消費税の仕組みについて

1. 消費税とは

消費税は、消費に広く公平に負担を求める間接税。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供と外国貨物の輸入。

<導入・引上げの経緯>

平成元年 4 月 1 日	消費税導入（税率 3 %）
平成 9 年 4 月 1 日	消費税率の引上げ（税率 3 %→ 5 %）
平成26年 4 月 1 日	消費税率の引上げ（税率 5 %→ 8 %）
<u>平成29年 4 月 1 日（予定）</u>	<u>消費税率の引上げ（税率 8 %→10%）</u>

2. 多段階課税の仕組み

製造、卸、小売りといった取引の各段階ごとに、各事業者の売上に課税する一方、課税の重複を回避するため、前段階で負担した税額を控除（仕入税額控除）する多段階課税の仕組みが採用されている。

このため、各段階において各事業者が納税者となるが、実質的な負担者は最終の消費者となる。

1. 消費税の仕組みについて

3. 非課税となる取引

消費税の性格から、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当ではない取引については、非課税取引とされている。

①課税対象になじまないもの

- ・ 土地の譲渡及び貸付け
- ・ 有価証券・有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡 等

②社会政策的な配慮から課税することが適当でないもの

- ・ 公的な医療保険制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等
- ・ 介護保険法の規定に基づく居宅介護・施設介護・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等 等

※福祉用具貸与・購入、住宅改修は課税対象

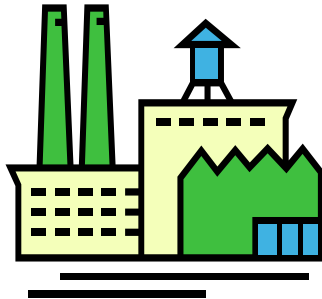
⇒ 非課税取引である介護保険サービスについては、介護事業者は納税義務者とならない。このため、当該介護保険サービスについて、仕入れ分に係る仕入税額控除を行えないため、その税負担は介護報酬で手当されている。

消費税の基本的な仕組み

(イメージ)

納税義務者

製造業者



納税義務者

小売店



税率8%の場合

消費者



取引

消費税

売上げ(税抜) 1000
消費税① 80

納付税額 A
① 80

税務署への
申告・納付

売上げ(税抜) 3000
消費税② 240

仕入れ(税抜) 1000
仕入れに係る消費税① 80

納付税額 B
②-① 160

税務署への
申告・納付

仕入税
額控除

支払総額 3240

消費者が負担した消費税
240 (=納付税額A+B)

- 納税義務者は、製造業者や小売店
- 最終的な負担者は、消費者

社会保険診療における消費税の取扱い(現状・非課税)

(イメージ)

納税義務者

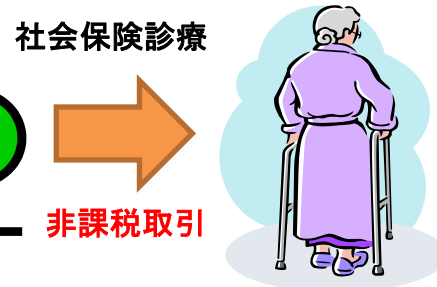
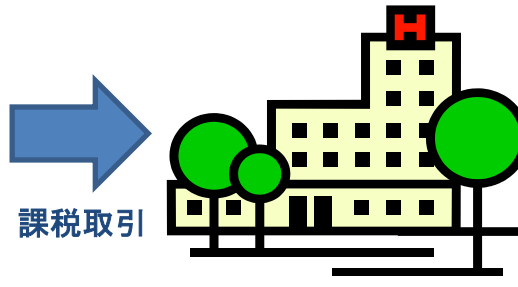
卸

医療機関等

患者

保険者等

税率8%の場合
(診療報酬による売り上げ3000は仮定)



取引

売り上げ(税抜)	1000
消費税②	80
仕入れ(税抜)	900
仕入れに係る消費税①	72

消費税

納付税額

②-① 8

仕入税額
控除

税務署への
申告・納付

診療報酬による売り上げ	3000
消費税非課税	
仕入れ(税抜)	1000
仕入れに係る消費税②	80

社会保険診療は非課税のため、
当該仕入分に係る仕入税額控除を行えない

納税はしない

支払総額

3000 (診療報酬
対応分含む)
× 患者の自己
負担割合

支払総額

3000 (診療報酬
対応分含む)
×
〔 1 - 患者の自己
負担割合 〕

- 卸は納税義務者となるが、
医療機関等は納税義務者とはならない。
- 非課税取引である社会保険診療においては、当該仕入分に係る仕入税額控除を行えないため、仕入に係る税負担(本図では80)は診療報酬で手当てされている。

2. 介護給付費分科会において確認された検討の進め方

今後の介護給付費分科会における検討について（抄）

（平成27年4月23日 第121回介護給付費分科会）

（3）平成29年度に予定される消費税10%引き上げに向けた対応については、消費税8%引き上げ時の考え方及びその後の事業所等の実態等を踏まえ、必要な対応を検討し、平成28年12月までに方針を策定。

※ なお、その際には、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要がある。

当面の検討課題及びスケジュールについて（抄）

（平成27年5月20日 第122回介護給付費分科会）

（3）消費税10%に向けた対応について

- 前回引き上げ時（8%引き上げ時）の対応方針の確認等を行うとともに、医療保険における議論の動向等も踏まえて適宜検討する。

3. 消費税率8%への引上げ時における対応

①消費税率の引上げに伴う影響分の補填について

- 消費税率の引上げにより、介護サービス施設・事業所の仕入れ等にかかる消費税負担が増大することから、引上げに伴う影響分を補填するため、介護報酬への上乗せ対応を実施した。
- 対応の検討に当たり、医療において、特に高額な投資を行っている個々の医療機関等にとって負担感があるとの指摘を踏まえ、医療機関等が行う高額な投資に係る負担の状況について調査を行うこととされたことから、介護についても、高額な投資に係る消費税負担の実態を把握するため、関係団体のヒアリングを行うとともに、「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」を実施した。
- この設備投資に関する調査により、
 - ・ 介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が太宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にあること
 - ・ 投資総額、収入に対する投資額比率ともに、年度による変動が大きいと考えられることが明らかとなり、本調査結果や対応に伴うメリット・デメリットを踏まえ、介護報酬とは別建ての高額投資対応は行わないこととした。
- 改定率については、平成25年度介護事業経営概況調査により、各サービスの人件費割合、非課税品目等のデータを取得し、算出。

3. 消費税率8%への引上げ時における対応

(参考) 介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査結果の概要

(平成25年8月21日 第95回介護給付費分科会報告)

1. 各年度の投資総額の状況

- 調査に回答した873施設・事業所の投資総額は、平成21年度58.8億円、平成22年度163.1億円、平成23年度100.1億円であり、年度による変動が大きい。

2. 1件当たり取得価額が高額な資産に対する投資の状況

- 資産1件当たりの投資実績をみると、件数ベースでは、いずれのサービスにおいても、1件当たり500万円未満の資産に対する投資が全体の8割以上を占めている。
- 1件当たり1億円以上の資産に対する投資の状況をみると、介護老人福祉施設を始め6サービスで総額ベースの構成比が全体の5割を超えているが、件数ベースの構成比では、いずれのサービスも0～2%台となっている。
- 1件当たり1億円以上の資産に対する投資については、施設サービスに若干の介護用機器があるほかは、ほぼすべてが建物となっている。

3. 総収入に対する投資額比率の状況

- 各年度の投資総額をみると、いずれのサービスにおいても、年度間の変動が大きくなっている。
- 総収入に対する投資総額の比率は概ね数%～1割程度であり（地域密着型サービスなど一部のサービスを除く）、いずれのサービスにおいても、年度間の変動が大きくなっている。

4. 資産種類別の投資の状況

- 投資実績を資産種類別にみると、いずれのサービスにおいても、建物、介護用機器に対する投資が多く、合計で総額・件数ベースともに概ね8割以上を占めている。

5. 介護用機器に対する投資の状況

- 機器分類別に資産の状況をみると、件数ベースでは、「車両」を除き、ほぼすべての機器分類で、1件当たり100万円未満の資産の占める割合が高くなっている。
- 一方、総額ベースでみると、「住宅環境設備」で1件当たり500万円以上の資産に対する投資の占める割合が高くなっており、特に施設サービス、地域密着型サービスにおいて同様の傾向となっている。

- 介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が太宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にある。
- 投資総額、収入に対する投資額比率ともに、年度による変動が大きいと考えられる。

※調査概要

目的：今後、消費税率の引上げが行われることを踏まえ、介護サービス施設・事業所における設備投資の状況を把握し、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

調査対象期間：原則として平成24年3月までの直近5事業年（度）

調査項目：1. サービス別、資産1件当たり取得価額別の投資総額や投資件数の傾向

2. 資産種類（建物、構築物、介護用機器、医療機器）別の投資総額や投資件数の傾向

3. 年度別の総収入に対する投資総額の比率

4. 介護用機器の分類別の投資総額や投資件数の傾向 等

3. 消費税率8%への引上げ時における対応

(参考) 介護保険サービスにおける費用構造推計の結果について

(平成26年1月15日 第98回介護給付費分科会報告)

	①給与費等非課税費用 (収支差額を含む)	②委託費等課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	80.3	12.9	6.8	19.7
2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	83.7	12.8	3.5	16.3
3 介護老人保健施設※	74.8	19.9	5.2	25.2
4 介護療養型医療施設※	71.5	25.0	3.5	28.5
5 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.5	12.6	0.9	13.5
6 訪問介護（介護予防を含む）	82.5	16.4	1.1	17.5
7 訪問入浴介護（介護予防を含む）	76.0	21.9	2.1	24.0
8 訪問看護（介護予防を含む）	83.6	15.3	1.1	16.4
9 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	72.9	23.6	3.5	27.1
10 通所介護（介護予防を含む）※	75.5	20.3	4.2	24.5
11 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）※	79.0	16.8	4.1	21.0
12 通所リハビリテーション（介護予防を含む）※	71.3	23.1	5.5	28.7
13 短期入所生活介護（介護予防を含む）※	82.6	11.9	5.5	17.4
14 居宅介護支援	85.4	13.2	1.5	14.6
15 福祉用具貸与（介護予防を含む）	50.6	41.7	7.7	49.4
16 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）※	78.1	16.7	5.1	21.9
17 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	77.4	21.3	1.3	22.6
18 地域密着型特定施設入居者生活介護※	84.6	13.9	1.5	15.4
全 体	77.9	18.0	4.1	22.1

(注1) 平成25年度介護事業経営概況調査（以下「調査」という。）の結果数値等を用いて推計。

(注2) 表に記載のないサービスについて、有効回答数が少ないこと等から類似のサービスの結果数値を用いて全体の費用割合を推計。

(注3) ※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用（建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等）を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

(参考) 平成26年度介護報酬改定における改定率

$$22.1\% \text{ (介護サービス全体の課税割合)} \times (108/105 - 1) = 0.63\%$$

3. 消費税率8%への引上げ時における対応

②介護報酬による上乘せについて

- 介護報酬全体として見た場合に、基本単位数のみならず、加算分への影響分も含め適切に手当されることが必要であるとの考え方から、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乗せを実施。

<消費税率8%への引上げ時における介護報酬による上乘せの具体的な対応>

1. 基本単位数への上乗せ

- 基本単位数への上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出し、これに税率引上げ分を乗ずることにより基本単位上乗せ率を算出。

2. 加算の取扱い

- 各加算の取扱いについては、以下のとおり。
 - ・ 基本単位数の割合で設定されている加算については、基本単位数への上乗せで手当されること、福祉用具貸与に係る加算については、交通費相当額と設定されていることから、これらの加算については、上乗せ対応を行わない。
 - ・ 上記以外の加算のうち、課税費用の割合が大きいと考えられるものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乗せ対応を実施。
 - ・ 一方、課税費用の割合が小さいものや、もとの単位数の設定が小さく、上乗せ分が1単位に満たないものなど、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税相当分も含めて上乗せ対応を行う。

3. 消費税率8%への引上げ時における対応

③基準費用額・負担限度額・区分支給限度基準額の取扱いについて

- 基準費用額については、平成25年度介護事業経営概況調査により、食費、居住費の実態を調査した結果、現行の基準費用額を設定した際の費用額と、消費税引上げの影響を加味した費用額に一定の変動が認められるものの、第5期介護保険事業計画期間の中途において見直しを要するほどの変動幅ではないことから、据え置くこととした。
- 負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることを踏まえ、見直しは行わないこととした。
- 区分支給限度基準額については、介護給付費実態調査に基づき、要介護度別の支給限度額と平均的な利用率を把握した上で、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げることとした。
- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げないこととした。

3. 消費税率8%への引上げ時における対応

(参考) 食費・居住費の平均的費用額について (平成25年12月10日 第97回介護給付費分科会資料より)

(注) 調理委託している場合は、調理員等に含まれる。減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

		基準費用額	①×(108/105) (消費税率引上げの影響を考慮)	H25.7 介護事業経営概況調査(①)	H16.10 介護事業経営概況調査
食費		42,000	計 41,434 (41,268 ※1) 調理員等 24,204 (24,038 ※1) 材料費等 17,230	計 40,283 調理員等 23,532 材料費等 16,751	計 42,229 調理員等 25,339 材料費等 16,891
居住費	多床室 (光熱水費のみ)	10,000	H24家計調査 10,057	H24家計調査 9,778	H15家計調査 9,490
	従来型個室 特養	35,000 ※国庫補助金等相当額を 勘案して設定	計 52,551 減価償却費 32,896 ※2 光熱水費 19,655	計 51,091 減価償却費 31,982 光熱水費 19,109	計 53,931 減価償却費 37,688 光熱水費 16,243
		老健	計 47,246 減価償却費 28,705 ※2 光熱水費 18,541	計 45,934 減価償却費 27,908 光熱水費 18,026	計 60,509 減価償却費 44,428 光熱水費 16,081
		療養	計 39,835 減価償却費 26,795 ※2 光熱水費 13,040	計 38,729 減価償却費 26,051 光熱水費 12,678	計 63,936 減価償却費 50,827 光熱水費 13,109
	ユニット型準個室	50,000			
	ユニット型個室 (特養)	60,000	計 62,188 減価償却費 42,710 ※2 光熱水費 19,478	計 60,460 減価償却費 41,524 光熱水費 18,937	計 67,794 減価償却費 49,071 光熱水費 18,723

※1 給与費(通勤手当を除く)を除いて消費税率引上げの影響を考慮した額。

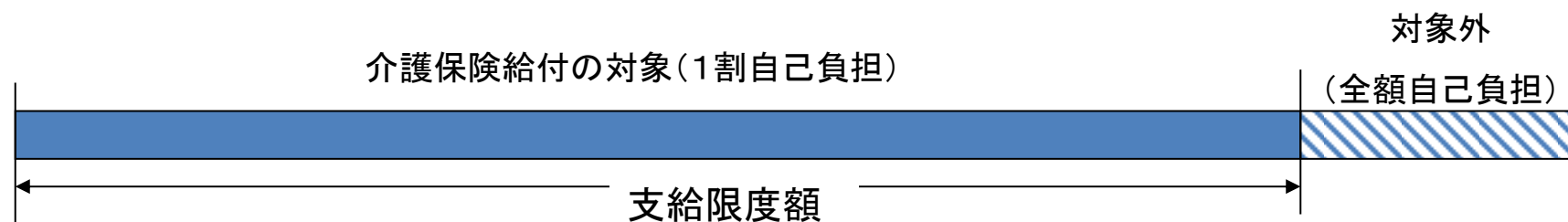
※2 消費税率8%引上げの影響を受ける投資として推計

3. 消費税率8%への引上げ時における対応

(参考) 区分支給限度基準額について (平成25年12月10日 第97回介護給付費分科会資料より)

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。

→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額利用者負担



- 要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

	支給限度額 (円)	受給者1人当たり 平均費用額(円)	支給限度額に 占める割合(%)	支給限度額を 超えている者(人)	利用者に占める支給限度額 を超えている者の割合(%)
要支援1	49,700	22,750	45.8	2,861	0.7
要支援2	104,000	41,530	39.9	1,141	0.2
要介護1	165,800	73,280	44.2	12,008	1.6
要介護2	194,800	100,850	51.8	23,865	3.3
要介護3	267,500	150,480	56.3	13,314	3.1
要介護4	306,000	183,050	59.8	11,629	3.9
要介護5	358,300	225,050	62.8	8,793	4.4
合計				73,611	2.2

※平成25年介護給付費実態調査(5月審査分)を基に作成

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

4. 消費税率10%への引上げ時における対応に関する論点（案）

論点案

- 消費税率8%への引上げ時における対応を踏まえ、現時点において、どのような対応が考えられるか。

＜参考＞平成26年度消費税8%引上げ時における論点

- ①消費税率の引上げに伴う影響分の補填
- ②介護報酬への上乗せ
- ③基準費用額・負担限度額・区分支給限度基準額の取扱い